

平成21年5月25日

鳴門教育大学の学生・教職員の皆様へ

新型インフルエンザに対する鳴門教育大学の対応（第5版）

鳴門教育大学危機管理対策(新型インフルエンザ)本部
本部長(学長) 高橋 啓

5月25日現在における本学としての対応については、下記のとおりとしますので、お知らせします。

第3版及び第4版：新型インフルエンザに対する鳴門教育大学の対応(平成21年5月15日及び平成21年5月18日)の変更

【変更のポイント】 ・対応について、渡航先並びに国内発生が確認されている地域の区分をしないこととしました。

1. 海外渡航

1) 感染が確認されている国及び地域への渡航については、自粛してください。

(感染が確認されている国及び地域は、

<http://www.anzen.mofa.go.jp/><外務省海外安全ホームページ>で確認してください。)

2) 感染が確認されている国及び地域並びに感染疑いがある国から帰国(入国)した場合

- ① 学生・教職員は、帰国した場合は、速やかに本学に連絡してください。
- ② 留学生・外国人研究者等が入国した場合、受入教員は速やかに本学に連絡してください。
- ③ 帰国後の自宅待機(就業禁止)の対象とはしませんが、感染予防等(マスクの着用、手洗い・うがいの励行、咳エチケット等)に努めてください。
- ④ インフルエンザ(発熱、下痢、おう吐等)と疑われる症状がある場合は、登校・出勤をせず、発熱相談ホットラインに電話で相談してください。
なお、相談内容について本学心身健康研究教育センターに電話で報告してください。

2. 国内旅行等

1) 国内発生及び感染が確認されている地域への出張・旅行等については、必要性を検討してください。

- ① 感染予防等(マスクの着用、手洗い・うがいの励行、咳エチケット等)に努めてください。

2) 国内発生及び感染が確認されている地域から帰学した場合

- ① 自宅待機(就業禁止)の対象とはしませんが、感染予防等(マスクの着用、手洗い・うがいの励行、咳エチケット等)に努めてください。
- ② インフルエンザ(発熱、下痢、おう吐等)と疑われる症状がある場合は、登校・出勤をせず、発熱相談ホットラインに電話で相談してください。
なお、相談内容について本学心身健康研究教育センターに電話で報告してください。

3. 家族がインフルエンザの症状を呈している場合

- ① 発熱相談ホットラインに電話で相談してください。
なお、相談内容について本学心身健康研究教育センターに電話で報告してください。

<本学への連絡先>

危機管理対策本部(経営企画本部)

tel:088-687-6014(6015) fax:088-687-6040

夜間及び土日・祝祭日

tel:088-687-6000(警備員室)